

掛川市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市個人情報保護条例施行規則（平成24年掛川市規則第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

掛川市個人情報の保護に関する法律施行細則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）及び掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年掛川市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿の様式は、様式第1号によるものとする。

第3条中「条例第12条の2第1項に規定する請求書」を「法第77条第1項の開示請求書」に改める。

第4条を削る。

第5条中「条例第17条各項」を「法第82条各項」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第4条とする。

(1) 法第82条第1項の書面 様式第3号

(2) 法第82条第2項の書面 様式第4号

第6条の見出し中「期間」を「期限」に改め、同条第1号中「条例第19条第2項」を「法第83条第2項」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条第2号中「条例第20条」を「法第84条」に、「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項を削り、同条第2項中「条例第21条第1項」を「法第86条第1項」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「条例第21条第2項」を「法第86条第2項」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「条例第21条第3項後段」を「法第86条第3項後段」に、「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第8条中「条例第22条第1項の規則で」を「法第87条第1項の行政機関等が」に、「実施機関」を「実施機関等」に改め、同条第2号ウ中「（以下「フレキシブルディスクカートリッジ等」という。）」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第8条 施行令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他市長が認める方法とする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「条例第25条第1項に規定する請求書」を「法第91条第1項の訂正請求書」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第9条とする。

第12条を削る。

第13条中「条例第26条の2各項」を「法第93条各項」に、「様式第12号」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第10条とする。

(1) 法第93条第1項の書面 様式第11号

(2) 法第93条第2項の書面 様式第12号

第14条の見出し中「期間」を「期限」に改め、同条第1号中「条例第26条の3第2項」を「法第94条第2項」に改め、同条第2号中「条例第26条の4」を「法第95条」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「条例第26条の5」を「法第97条」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「条例第26条の7第1項に規定する請求書」を「法第99条第1項の利用停止請求書」に改め、同条を第13条とする。

第17条を削る。

第18条中「条例第26条の9各項」を「法第101条各項」に、「様式第17号」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第14条とする。

(1) 法第101条第1項の書面 様式第17号

(2) 法第101条第2項の書面 様式第18号

第19条の見出し中「期間」を「期限」に改め、同条第1号中「条例第26条の10第2項」を「法第102条第2項」に、「様式第18号」を「様式第19号」に改め、同条第2号中「条例第26条の11」を「法第103条」に、「様式第19号」を「様式第20号」改め、同条を第15条とする。

第20条中「条例第26条の13」を「法第105条第3項において準用する同条第2項」に、「様式第20号」を「様式第21号」に改め、同条を第16条とする。

第21条を削る。

第22条中「第28条」を「第8条」に、「運用状況」を「施行状況」に、「広報誌」を「広報紙」に改め、同条を第17条とする。

第23条を削る。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報を実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正又は利用停止に関する他の法令規定による特別の手続		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）実施機関等

郵便番号
開示請求者 住所又は居所
氏名

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容		
開示の実施の方法		1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴（実施の希望日 年 月 日） 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 全部を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分を希望 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望
本人の状況等 （法定代理人等 が請求する場合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先（電話番号等）		

（注）

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カードその他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。
- 任意代理人が請求する場合には、委任状その他その資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示の区分	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示	
開示する保有個人情報		
不開示とした部分及びその理由		
開示する保有個人情報の利用目的		
事務所で開示を実施できる日時及び場所	日時	年 月 日～ 年 月 日（ 時 分）
	場所	
写しの送付による場合	準備に要する日数	
	写しの作成費用	
	送付に要する費用	
担当課等	電話番号	
備考		

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

(注)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由		
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

ついては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見がある場合は、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担 当 課 等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

ついては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見がある場合は、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担 当 課 等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

開示決定に関する通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けであなたから意見書の提出があった保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）実施機関等

郵便番号
訂正請求者 住所又は居所
氏名

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書	日 付	年 月 日
		文書番号	
	開示を受けた保有個人情報の名称等		
訂正請求の趣旨及び理由			
本人の状況等 （法定代理人等 が請求する場 合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
	本人の氏名		
	本人の住所 又は居所		
連絡先（電話番号等）			

（注）

- のある欄は、該当する項目の にレ印を付してください。
- 請求の際には、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カードその他当該訂正請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。
- 任意代理人が請求する場合には、委任状その他その資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

訂 正 請 求 者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請 求 者 本 人 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 課 等	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂正請求の趣旨		
訂正決定をする内容及び理由	訂正内容	
	訂正理由	
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで提供した次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報		
訂正請求の趣旨		
訂正決定の内容及び理由	訂正内容	
	訂正理由	
担当課等	電話番号	
備考		

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）実施機関等

郵便番号
 利用停止請求者 住所又は居所
 氏名

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書	日 付	年 月 日
		文書番号	
	開示を受けた保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨及び理由	趣旨	<input type="checkbox"/> 第1号該当（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 ） <input type="checkbox"/> 第2号該当（提供の停止）	
	理由		
本人の状況等 （法定代理人等 が請求する場合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所		
連絡先（電話番号等）			

（注）

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カードその他当該利用停止請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。
- 任意代理人が請求する場合には、委任状その他その資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
任意代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 課 等	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止決定をする 内容及び理由	利用停止決定の内容	
	利用停止の理由	
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関等に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関等となります。）。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関等



年 月 日付けの に対する審査請求について、次のとおり掛川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等		
審査請求の対象となる 決定及びその内容		
訂正請求の内容	審査請求日	年 月 日
	審査請求の趣旨	
諮問をした日	年 月 日	
担当課等	電話番号	
備考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(掛川市特定個人情報の特例を定める規則の廃止)

- 2 掛川市特定個人情報の特例を定める規則（平成27年掛川市規則第37号）は、廃止する。

(掛川市情報公開条例施行規則の一部改正)

- 3 掛川市情報公開条例施行規則（平成23年掛川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

第12条中「広報誌」を「広報紙」に改め、同条を第10条とする。